受付番号（　　）

海南市空き家情報登録申込書

年　　月　　日

海南市長　様

住　所

氏　名

このことについて、海南市空き家バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第４条第１項の規定により、次のとおり海南市空き家バンクへ登録を申し込みます。

１　契約交渉に関わる全てについて、協力宅建業者（この制度への協力を申し出た公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会に所属する宅地建物取引業者をいいます。）へ依頼します。

併せて、この協力宅建業者への情報提供を承諾します。

２　契約を行う前に、建物状況調査を実施することについて承諾します。

３　登録内容は、別紙登録カード記載のとおりです。

４　申し込む空き家等は、賃貸、分譲等営利目的で建てた物件ではありません。

※（１）海南市は情報の紹介や必要な連絡調整等を行い、協力宅建業者は物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての媒介行為を行います。なお、協力宅建業者へは、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第１項の規定に基づく額の範囲内の媒介にかかる報酬が必要となります。

（２）個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）の規定の趣旨に基づき、申込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供その他本事業の目的以外のものに利用しません。

（３）建物状況調査とは、国土交通省の定める講習を修了した建築士（既存住宅状況調査技術者）が、建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の侵入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するための調査です。